

4 教務課・学生課

窓口取扱時間	(火～金)	8:30 ～ 17:00
	(土)	8:30 ～ 12:00

【各種伝達について】

◆掲示板とメールボックス

学生のみなさんへの各種通知は、掲示板やメールボックスを通して行ないます。

休講、補講、教室変更、試験日程、追試験・再試験、担任面接時間等の連絡のほか、教職課程登録者に対する重要連絡も多数あります。来校時には必ず掲示物に目を通すことと、メールボックスを確認することを習慣にしてください。

◆Web 掲示板

災害等の際の授業情報や連絡事項については、Web 掲示板を通してお知らせします。授業時間変更や休講・休校措置について決定が下され次第、以下のアドレスに情報を掲載します。また、地震等の場合も、(通信網が機能していれば) 同掲示板を使って安否確認等と呼びかける可能性がありますので、適宜チェックしてください。

また、教員から教務課に通知された休講情報も同掲示板に掲載します。ただし、教務課にお知らせのない休講情報は掲載することができませんので、ご了承ください。

<http://www.tuts.ac.jp/a/>

学内向け情報のため、ホームページからのリンクは設けられていません。アドレスを直接入力してください。

◆メール連絡

電話連絡が取れない場合や長期休暇中等に、学校からみなさんにメールで連絡することがあります。以下の2点について、ご理解とご協力をお願いします。

- ① メールアドレスを変更した場合は、教務課・学生課に届け出てください。
- ② 迷惑メール対策等により、受信メールに制限を設けている場合は、必ず @tuts.ac.jp のドメインを指定受信するよう設定し、学校からのメールが届かないことのないようにしてください。

【休講について】

授業の休講は、本館正面入口左手の掲示板ならびに前掲の Web 掲示板への掲載を以てお知らせします。

なお、休講の掲示なく、授業開始時刻を 30 分経過しても担当教員が入室しない場合は、教務課の指示を仰いでください。

【台風・大雪等の場合の休講・休校措置について】

台風・大雪等の場合の休講・休校措置については、以下のような目安を設けています。しかし、諸条件を考慮したうえで、その都度、決定を下しますので、Web 掲示板を確認するようにしてください。なお、天候の急激な悪化等、状況によっては Web 掲示板への掲載・更新が不可能になる場合もありますので、ご了承ください。

1. 台風

- ① 東京多摩北部または 23 区西部のいずれかに、大雨または暴風警報が発令された場合。
- ② 中央線（東京～高尾間）の運行状況の悪化（例えば 70%から 50%等）が生じた場合、または不通の場合。

2. 大雪

- ① 東京多摩北部または 23 区西部のいずれかに、大雪または暴風雪警報が発令された場合。
- ② 中央線（東京～高尾間）の運行状況の悪化（例えば 70%から 50%等）が生じた場合、または不通の場合。

当日、午前 6 時の時点で、上記の条件が満たされた場合、気象予報や JR 運行の見通し等を参考に、原則として教務課主任が午前の休講・休校を決定します。また、午後の休講・休校については、午前 10 時 30 分の時点で決定します。

【学籍について】

休学・復学・退学等、学籍の異動には、学期ごとに本学所定用紙による願い出が必要です。担任（大学院博士課程後期課程は指導教授）の了解を得たうえで、教務課へ用紙を取りに来てください。必要事項を記入し、保証人の署名・押印を得て、以下に記載する期日までに教務課に提出してください。

2018 年度	前期学籍願締切	4 月 6 日（金）正午
	後期学籍願締切	9 月 21 日（金）正午
2019 年度	前期学籍願締切	2019 年 4 月 5 日（金）正午（予定）

◆休学〔東京神学大学学則第 38 条第 1～4 項・大学院学則第 39 条第 1～4 項〕

1. 疾病その他やむをえない事由により、満 1 ヶ月以上欠席しようとするときは、前期及び後期の始業週の金曜日迄に保証人連署をもって願出で、許可を受け、休学することができる。

(1) 申し出期間を過ぎて休学を願出た者の、当該学期に納めた校納金は返還しない。

(2) 上記校納金を延納又は分納の願出により完納していない時には、休学が認められても完納しなければならない。

(3) (1)、(2) の者については学則第 46 条第 5 項・大学院学則第 47 条第 5 項は適用されない。

※大学学則第 46 条第 5 項・大学院学則第 47 条第 5 項：休学者の在籍料は 1 学期につき授業料の 5 分の 1 とする。

2. 休学期間は 1 年を越えることができない。ただし、特別の事由のあるときはあらかじめ許可を受け、さらに 1 年以内に限り休学することができる。

3. 休学しようする期間は、通算 2 年以内とする。2 ヶ年を経過してなお復学又は退学しない場合は除籍する。(ただし、後期課程在学中の学生が在外研究のために休学する場合はこの限りではない。)

4. 休学期間は在学期間に算入しない。

*本欄に記載する休学に関する規定は、大学院博士課程後期課程の長期履修学生には適用されません。

◆復学〔東京神学大学学則第 38 条第 5 項・大学院学則第 39 条第 5 項〕

5. 休学者が復学しようとするときは保証人連署をもって願出で、許可を受けなければならない。

◆退学〔東京神学大学学則第 39 条・大学院学則第 40 条〕

疾病その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署をもって願出で、許可を受けなければならない。

*上記学則の抜粋は、2017 年 5 月 1 日現在の情報です。2017 年度中になされた改正は反映されていませんので、ご注意ください。

【変更届について】

以下の項目に変更が生じた場合は、速やかに教務課・学生課に届け出てください。電話やメール等で連絡がとれるように、みなさんの最新の情報をお知らせください。ご理解とご協力をお願いします。

- ・ 姓名
- ・ 本籍地
- ・ 住所
- ・ 電話番号（携帯電話番号を含む）
- ・ メールアドレス（携帯メールアドレスを含む）
- ・ 帰省先（住所・電話番号）
- ・ 在籍教会
- ・ 出席教会
- ・ 保証人
- ・ 保証人住所・電話番号

* 姓名変更の場合は、本籍地記載の住民票も併せて提出してください。

* 保証人変更の場合は、改めて保証書を提出する必要があります。

【欠席について】

やむを得ない事情で授業を欠席する場合は、所定の「欠席届」を授業担当教員または教務課に提出してください。事前に提出できなかった場合は、事後の提出でも構いません。いずれの場合も、本人が提出してください。急な欠席であっても、原則として教務課等事務局宛の電話・メール等での連絡は受け付けておりません。

【公欠について】

本学で「公欠」と認めているのは、次項の感染症罹患のほか、教職課程における「介護等体験」と「教育実習」のみです。該当者は、体験・実習前に所定の「公欠願い」を教務課に提出してください。

なお、忌引きは公欠として扱いません。通常の「欠席届」を提出してください。

【感染症罹患による欠席について】

学校保健安全法では、学生が次の表に記載の感染症にかかった際、学校が出席停止を指示することを定めています。感染症罹患の際には、電話あるいは他の学生への伝言依頼等の方法で、ただちに教務課・学生課まで事情を連絡し、治るまで学校を休むようにしてください。ただし、電話連絡や伝言等では、「公欠願い」を提出したことにはなりません。来校時に「公欠願い」を記入のうえ、本人が教務課・学生課に提出してください。所定用紙は教務課・学生課前にあります。

また、インフルエンザ等の感染が疑われて、医療機関にかかる際には、初診時に「登校許可証明書」をお持ちください。「診断書」は高価であり、また治癒（治ったこと）を証明するものではないので、罹患（感染症にかかったこと）と治癒の両方を安価に証明してくれる「登校許可証明書」をご活用ください。教務課・学生課前にある所定用紙、あるいは本「大学の沿革と組織」の18ページをコピーしてお使いください。

◆学校保健安全法施行規則 第 18 条より抜粋：学校において予防すべき感染症の種類

	対 象 疾 病
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。以下、同じ。）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

◆学校保健安全法施行規則 第 19 条より抜粋：出席停止期間の基準

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

ご 担 当 医 様

東京神学大学

感染症治癒後 登校許可証明書記入のご依頼

学校保健安全法に定められた学校感染症の本学学生について、診断名および今回の出席停止が必要であったと考えられる期間を、下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】東京神学大学 学生課 Tel : 0422-32-4185 (代)

感染症治癒後 登校許可証明書

本人記入欄	学生氏名 :	学籍番号 :
	学年 : 神学部 ・ 大学院前期課程 ・ 大学院後期課程 年	

上記の学生は、下記疾病が治癒し、感染の恐れがありませんので、登校しても支障がないことを証明します。

疾病名 (下記疾病の該当欄に○印を記入してください)

<input type="checkbox"/>	インフルエンザ	<input type="checkbox"/>	水疱 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	百日咳	<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱
<input type="checkbox"/>	麻疹 (はしか)	<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	風疹 (三日はしか)	<input type="checkbox"/>	その他伝染病 ()

初診 20 年 月 日
登校禁止期間 20 年 月 日から 20 年 月 日まで
登校許可 20 年 月 日から

20 年 月 日

医療機関名・住所 :

医 師 名 (自署) : _____ 印

* 学生はこの証明書を学生課に提出してください。

* この情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者に開示いたしません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命/身体/財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではありません。

【学生証について】

- ・学生証は、本学に在籍する学生であることを証明するもので、毎年4月初めに新しい学生証をお渡しします。
- ・学生証は常に携帯してください。
- ・通学定期券・学生割引乗車券を購入する際、ならびにそれらを利用する際に係員から要求があった場合には提示してください。（学生証の右側が「通学定期乗車券発行控」になっています。）
- ・学生証を他人に貸与または譲与してはなりません。
- ・記載事項（住所・氏名等）に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- ・学生証の有効期限は、当該年度末（3月31日まで）です。有効期間中に退学・除籍等により学籍を失った場合は、速やかに返却してください。また、進級・卒業・修了等により有効期限を過ぎた学生証は、各自で処分してください。
- ・学生証を紛失した場合は、教務課で再発行の申請をしてください。手数料は500円です。

【証明書の申請について】

- ・必ず本人が申請してください。申請用紙は教務課・学生課にあります。
- ・夏期休業期間および冬期休業期間、入試前日（あるいは前週末）～当日等は、窓口業務日程等が変更になる可能性がありますので、注意してください。
- ・教務課で取り扱う証明書は以下の通りです。

	証明書種類	手数料/件	交付日
和 文	在学証明書	100円	申請日の翌日午後
	卒業証明書	500円	
	修了証明書		
	卒業見込証明書		
	修了見込証明書		
	成績証明書		
英 文	在学証明書	500円	*金曜日・土曜日に申請した場合は、翌週火曜日午後。
	卒業証明書		
	修了証明書		
	卒業見込証明書		
	修了見込証明書		
	成績証明書		

* 上記以外の証明書については、教務課まで直接お問い合わせください。

【学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、学割）について】

学割は、JR線を片道100kmを超えて乗車する時に使用でき、普通運賃が2割引になります。なお、学割は次の目的を持って使用する場合に限り発行されます。

1. 帰省
2. 正課教育（夏期伝道実習・神学校日等）
3. 課外教育活動（サークル活動・委員会活動等）
4. 就職・受験（赴任予定先での説教奉仕等）
5. 見学・行事参加（観光等）
6. 傷病治療
7. 保護者の旅行への随行

また、学割の申請・使用にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・学生課にある申込書に必要事項を記入し、本人が申請してください。
- ・使用目的ごとに申請してください。（1度に申請する場合でも、使用目的が異なる場合は、使用目的ごとに申込書を記入する必要があります。）
- ・学割は申請日の翌日午後以降に交付します。なお、申請日が金曜日・土曜日の場合交付日は翌週火曜日です。なお、夏期休業期間および冬期休業期間、入試前日（あるいは前週末）～入試当日等は、窓口業務日程が変更になる可能性がありますので、余裕を持って申請手続を行ってください。
- ・有効期間は発行日より3ヶ月間です。ただし、1月以降の発行であっても、学部卒業・大学院修了等が見込まれる場合の有効期限は、当該年度末（3月31日）となります。
- ・学割を他人に貸与または譲渡してはなりません。
- ・学割を使用する場合には必ず学生証を携帯してください。

【教会実習用通学証明書について】

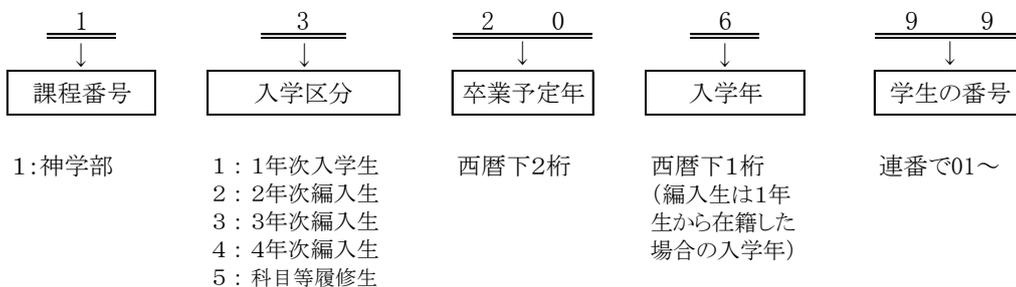
教会へ通うための定期券を購入する場合、各鉄道会社に教会実習用の通学証明書発行を申請することにより、通学定期券と同様の割引を受けることができます。申請用紙は学生課にあります。なお、鉄道会社での審査には時間を要するため、学生課窓口での申請後、当該年度初回申請時に限り証明書発行までに4週間前後かかります。あらかじめご了承ください。

【学籍番号について】

本学の学籍番号の構成は以下の通りです。

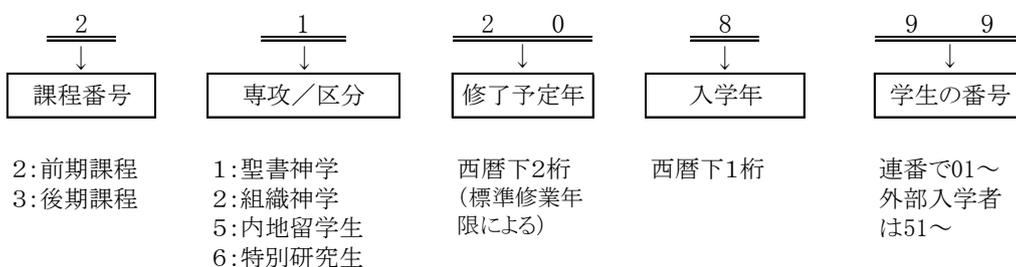
◇神学部

例:学籍番号1320699



◇大学院

例:学籍番号2120899



【国民年金について】

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし、学生については、申請により、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の利用が可能です。現行制度では、年齢制限はありません。日本年金機構のホームページ等で詳細を確認し、住民登録をしている市区町村の国民年金窓口または年金事務所で手続きを行うことをお勧めします。